

(8) 北斗市地域公共交通計画の変更及び 地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について

巡回ワゴン運行路線の延長に伴い、以下のとおり、北斗市地域公共交通計画の一部を変更する（コープさっぽろまで延長）。

※函館運輸支局提出後、国からの指示等に伴う申請内容の軽微な修正・補正等については、事務局に一任願います。

第3章 基本方針

4 施策体系

「[図表 64 公共交通ネットワークの将来像（施策①～③のイメージ）]」を次のように改める。

[図表 64 公共交通ネットワークの将来像（施策①～③のイメージ）]



位置付け	系統	役割	確保・維持策
広域幹線	道南いさりび鉄道 JR北海道 ※水色系統	北斗市内から函館市ほか市外への広域交通を担う。	・交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保。
	函館バス路線 ※赤系統	北斗市内と函館市ほかの各拠点を連絡する。	・交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保。 ・地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し、持続可能な運行を目指す。
支線	巡回ワゴン ※橙系統	一定程度の人口が集中するも、広域幹線等で補完できない市内各地域を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。	・交通事業者と連携した取組により一定以上の需要を確保。 ・地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行を目指す。
	新函館北斗駅・上磯線 ※紺系統	せせらぎ温泉や沿線中学・高校への通学のため上磯地区と大野地区とを結ぶ路線として運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。	・交通事業者と連携した取組により一定以上の需要を確保。

・水色系統は、以下の鉄道路線である。

①道南いさりび鉄道

平成28年3月の北海道新幹線開業時に、並行在来線としてJR北海道から経営分離された江差線（五稜郭駅～木古内駅）の運営を担う鉄道であり、北斗市内外の拠点間を連絡し、通勤通学、買い物、通院等の日常生活行動だけでなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。上磯駅、清川口駅では、他モードや地域内交通と連絡し、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。

②JR北海道

北斗市内外の拠点間を連絡し、通勤通学、買い物、通院等の日常生活行動だけではなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。新函館北斗駅では、他モードや地域内交通と連絡し、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。

・赤系統は、地域拠点である茂辺地支所、北斗市役所、七重浜支所、総合分庁舎から周辺部の居住地や、医療機関や商業施設が集中する久根別・七重浜地区、函館市等の生活必需施設を連絡するバス路線であり、地域の移動手段としての役割を担っている。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

・橙系統は、一定程度の人口が集中するも、広域幹線等では補完できないエリアについて、買い物や通院といった日常生活に必要な移動を確保するため導入している巡回ワゴン路線であり、茂辺地・石別地区又は上磯（三好・水無・桜岱・添山）地区から上磯駅前、北斗市役所及びコープさっぽろ、大野（稲里・白川・開発・長橋）地区から総合分庁舎を運行している。上磯駅前、北斗市役所、総合分庁舎前、コープさっぽろでは水色系統・赤系統への接続により広域への移動も可能とするなど、水色系統・赤系統を補完する欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

・紺系統は、せせらぎ温泉や沿線中学・高校への通学のため上磯地区と大野地区とを結ぶ新函館北斗駅・上磯線であり、北は新函館北斗駅、南は富川会館前を起点として、一本木・千代田経由（28A系統）と清川・文月経由（28B系統）とが運行している。上磯駅前、北斗市役所、総合分庁舎前、新函館北斗駅では水色系統・赤系統への接続により広域への移動も可能とするなど、水色系統・赤系統を補完する欠かせない路線である。

系統名	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
水色系統	普通鉄道	—	道南いさりび鉄道株式会社	なし
	普通鉄道	—	北海道旅客鉄道株式会社	なし
赤系統	4条乗合	路線定期	函館バス株式会社	幹線補助
橙系統	4条乗合	区域運行・路線定期	新星ハイヤー株式会社	フィーダー補助
紺系統	4条乗合	路線定期	函館バス株式会社	なし

第5章 評価方法と推進体制

「1 計画目標の達成状況を確認するための評価指標」の表を以下のように改める。

評価指標		現状値	目標値	注釈
指標 1	道南いさりび鉄道市内駅の乗降客数	652,092 名	666,000 名	*1
指標 2	大野線の市内バス停の乗降客数（1日あたり）	511 名	537 名	*2
指標 3	上磯線の市内バス停の乗降客数（1日あたり）	524 名	550 名	*3
指標 4	幹線補完旅客運送サービスの乗降客数（年間）	5,955 名	5,955 名 + α	*4
指標 5	幹線補完旅客運送サービスの収支率	18.2%	20%	*5
指標 6	70 歳以上の免許保有率	40.6%	38%	*6
指標 7	交通結節点整備箇所数	—	6	*7
指標 8	バス停近接駐輪場の整備箇所数	—	5	*8
指標 9	公共交通利用促進キャンペーンの実施回数	—	年間 1 回	—
指標 10	モビリティマネジメント教育（バスの乗り方講座等）の開催回数	—	年間 3 回	*9
指標 11	わかりやすいツール（マップ等）の配布数	—	全世帯配布 +1,000 部	*10
指標 12	勉強会の開催回数	—	発足後 年間 3 回以上	*11
指標 13	広報誌等での地域公共交通に関する情報発信	—	年間 3 回	*12
指標 14	巡回ワゴンの 1 回当たり輸送量（輸送人員 ÷ 運行回数）	1.0 人	2 人以上	*13
指標 15	巡回ワゴンの収支率	11.68%	20% 以上	*13

*1 現状値は平成 30 年度の北斗市内駅(渡島当別、茂辺地、上磯、清川口、久根別、東久根別、七重浜)の乗降客数の合計。この値は平成 28 年度:710,565 名、平成 29 年度:666,805 名、平成 30 年度:652,092 名と減少傾向にあるが、平成 29 年度水準の維持を目標とする。

*2 現状値は令和元年実績。新函館北斗駅・上磯線と重複しているバス停は、その乗降客も含まれる。目標値は現状値の 105%。

*3 現状値は令和元年実績。新函館北斗駅・上磯線と重複しているバス停は、その乗降客も含まれる。目標値は現状値の 105%。

*4 現状値は新函館北斗駅・上磯線の令和元年実績。目標値は施策②で示した幹線補完旅客運送サービスの運行計画を令和 3 年度に定めた上で設定する。

*5 現状値は、新函館北斗駅・上磯線の令和元年度の運行経費:16,292,975 円、収入:2,967,400 円から算出した収支率 18.2%。

*6 現状値は、70 歳以上の免許保有者(令和元年末)。

*7 施策①における乗り継ぎ箇所候補地等の中から整備。

*8 市内バス停のうち、用地確保や土地所有者の承諾が得られたバス停から整備。

*9 主に学生を対象として、モビリティマネジメント教育(バスの乗り方講座等)を実施。

*10 新たな公共交通ネットワークの形成を契機に全世帯配布を行い、加えて 1,000 部発行する。以降、ダイヤ修正ごとに増刷。

*11 北斗市・交通事業者・関連事業者が参加する勉強会を発足(地域公共交通活性化協議会からの派生や分科会の位置づけ等で検討)させ、年間 3 回以上の会合を実施。

*12 北斗市役所が発行する広報誌等での掲載。

*13 現状値は、令和 6 年度事業(令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月運行)の実績。運行事業者保有の乗降データ、収支データにより毎年計測。

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について（協議）

以下のとおり、地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請を行う。

※函館運輸支局提出後、国からの指示等に伴う申請内容の軽微な修正・補正等については、事務局に一任願います。

様式第 1 - 1（日本産業規格 A 列 4 番）

北公活協第 1 号
令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 北斗市地域公共交通活性化協議会
住 所 北斗市中央 1 丁目 3 番 10 号
代表者氏名 会長

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年6月 日

(名称) 北斗市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>北斗市と函館市の結びつきは、経済面・生活面で強く、通勤・通学・通院等を目的とし、北斗市と函館市間の移動ニーズは高い。</p> <p>広域幹線（地域幹線系統）としての道南いさりび鉄道・JR北海道・函館バス（上磯線、大野線、郊外路線）を有効活用し、北斗市から函館方面への公共交通のアクセスの強化（7～8時台に函館市内到着を可能とする速達性・利便性の向上）を図ることで、公共交通の持続性を確保しなければならない。</p> <p>幹線補完旅客輸送サービス（フィーダー系統）として運行している新函館北斗駅・上磯線は、通学需要や、広域幹線（地域幹線系統）との接続強化が課題となっている。</p> <p>既存の公共交通で補完できない地域については、自家用自動車以外の選択肢がタクシーのみとなっており、それを原因とした免許返納の躊躇が想定されている。免許返納後は、バスに期待する声が多く、持続可能な交通とする観点（費用と需要のバランス）での新たなフィーダー系統の運行を検討した。</p> <p>以上を踏まえ、一定程度の人口が集中するも、広域幹線（地域幹線系統）・市内幹線（フィーダー系統）では補完できないエリアについて、買い物や通院といった日常生活に必要な移動を捉えた効率的な運行が可能な巡回ワゴン（運転手を含む10人乗り程度）を令和3年10月から導入しており、引き続き地域公共交通確保維持事業を活用し、新たなフィーダー系統としての運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>・巡回ワゴンの収支率20%以上（令和6年度事業の実績は収支率11.68%（令和5年度事業の実績は収支率8.99%）であり目標値を達成できなかったため、路線等運行計画の見直しを行い、目標達成を目指す。）とする。</p> <p>（北斗市地域公共交通計画p.129参照）</p>
(2) 事業の効果
<p>新たなフィーダー系統として巡回ワゴンを運行することにより、交通不便地（茂辺地、石別、三好、水無、桜岱、添山、押上、大工川、稲里、白川、細入、開発地区）に住む高齢者等の買い物や通院といった日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、高齢者等の外出機会の創出や健康増進のほか、上磯駅前商店街の活性化等にもつながる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・運行ルート沿線町内会等での説明（北斗市） ・マップ・時刻表の作成・配布（北斗市） ・免許返納者に対する情報提供（北斗市） ・わかりやすい時刻表等の作成（北斗市） ・上磯駅前商店会等によるサービス提供（事業者） <p>（北斗市地域公共交通計画p.124～127 参照）</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る巡回ワゴンについて、その運行に係る費用約 8,500 千円のうち、北斗市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価 ・運行事業者から提出させる利用実績資料に基づくOD調査 ・車内での利用者ヒアリング ・沿線地域住民ヒアリング
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

○平成30年11月5日（第1回）

- ・協議会設立、役員選任、北斗市の公共交通等の現状について、市民アンケート結果（分析）について、先進自治体の事例について、新たな公共交通の基本的な考え方について協議。

○平成30年11月27日（第2回）

- ・新たな交通モードの検討について、新たな交通モードを持続可能とするための取組、利用促進策について協議。

○令和2年5月22日（第3回）

- ・委員変更等について、設置要綱改正について、役員選任、協議経過について、事業計画案・予算案について協議。

○令和2年8月26日（第4回）

- ・委員変更等について、設置要綱改正について、北斗市地域公共交通計画（案）の諮問について、地域公共交通調査事業の実施概要について協議。

○令和2年12月16日（第5回）

- ・委員変更について、役員選任、地域公共交通計画について協議。

○令和3年1月27日（第6回）

- ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価及び地域公共交通計画について協議。

○令和3年2月22日（第7回）

- ・地域公共交通計画について協議。

○令和3年3月18日・4月23日・5月18日

- ・ワーキンググループを開催し、巡回ワゴン運行計画案について協議。

○令和3年5月27日（第8回）

- ・巡回ワゴン運行計画について承認。

（令和3年5月27日 書面協議にて、全ての構成員から承認を得られた。）

○令和3年6月23日（第9回）

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について承認。

（令和3年6月23日 書面協議にて、全ての構成員から承認を得られた。）

○令和3年8月17日（第10回）

- ・巡回ワゴン実証運行（バス停デザイン等）について報告。

○令和4年4月28日（第11回）

- ・委員変更について、令和4年度事業計画（案）及び予算（案）について、北斗市巡回ワゴン運行車両のバリアフリー要件適用除外認定（案）について承認。

（令和4年4月28日 書面協議にて、全ての構成員から承認を得られた。）

○令和4年6月21日

- ・ワーキンググループを開催し、巡回ワゴン運行計画案について協議。

○令和4年6月28日（第12回）

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について承認。

- 令和5年1月20日（第13回）
 - ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の実施について承認。
- 令和5年3月27日、5月16日
 - ・ワーキンググループを開催し、巡回ワゴン運行計画案について協議。
- 令和5年5月23日（第14回）
 - ・委員変更について、役員の選任について、令和4年度事業報告及び決算報告について、令和5年度事業計画（案）及び予算（案）について、巡回ワゴンの運行見直しについて、函館バス18系統茂辺地線の廃止に伴う対応について承認。
- 令和5年6月21日（第15回）
 - ・委員変更について、地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について、一般乗合旅客自動車運送事業事業計画変更認可申請に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が整っていることの証明書について承認。
（令和5年6月21日 書面協議にて、全ての構成員から承認を得られた。）
- 令和6年1月19日（第16回）
 - ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の実施について承認。
- 令和6年6月11日
 - ・ワーキンググループを開催し、巡回ワゴン運行計画案について協議。
- 令和6年6月19日（第17回）
 - ・委員変更について、地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について承認。
- 令和7年1月16日（第18回）
 - ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の実施について承認。
- 令和7年6月6日
 - ・ワーキンググループを開催し、巡回ワゴン路線延長案、新星ハイヤー深夜乗合タクシー運賃改定について協議。
- 令和7年6月17日（第19回）
 - ・委員変更について、役員の選任について、令和6年度事業報告及び決算報告について、令和7年度事業計画（案）及び予算（案）について、一般乗合旅客自動車運送事業事業計画変更認可申請に係る道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等において協議が整っていることの証明書について、一般乗合旅客自動車運送事業事業計画変更認可申請に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が整っていることの証明書について、新星ハイヤー深夜乗合タクシー運賃改定について、地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について、以上を報告及び協議。

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・バス停区間別利用者数の把握
- ・収支のモニタリング・評価
- ・利用者ヒアリング
- ・沿線住民ヒアリング等

上記により、利用者等の意見把握に努め、利用者等の意見をもとに運行計画の改善を図る。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）北斗市中央1丁目3番10号

（所 属）北斗市総務部企画課企画係

（氏 名）米川 祐貴

（電 話）0138-73-3111（内線237）

（e-mail）yonekawa yuki@city.hokkaido-hokuto.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当

該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特別 措置	運送 継続 特別 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地 営業区域	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
北斗市	株式会社新星ハイヤー	(1) 茂辺地・石別線	ゆうあい 入口	富川会館前	コープさっ ほろ	往 20.8km 復 20.8km	95 日	190.0 回			路線定期運行	①・②(1)	・道南いさりび鉄道と清川 口駅で接続。 ・函館バスと富川会館前 で接続。	③
		(2) 上磯線①	押上	北斗市役所	上磯駅前 商店街	往 7.7km 復 7.7km	48 日	48.0 回			路線定期運行	①・②(1)	・道南いさりび鉄道と久根 別駅で接続。 ・函館バスと北斗消防署 で接続。	③
		(3) 上磯線②	三好会館	上磯駅前商 店街	コープさっ ほろ	往 9.8km 復 9.8km	48 日	48.0 回			路線定期運行	①・②(1)	・道南いさりび鉄道と上磯 駅で接続。 ・函館バスと北斗消防署 で接続。	③
		(4) 大野線①	稲里	総合分庁舎 前	せせらぎ温 泉	往 7.3km 復 7.3km	97 日	97.0 回			路線定期運行	①・②(1)	・函館バスと総合分庁舎 前で接続。	③
		(5) 大野線②	長橋	せせらぎ温 泉	総合分庁 舎前	往 5.0km 復 5.0km	97 日	97.0 回			路線定期運行	①・②(1)	・函館バスと総合分庁舎 前で接続。	③
		(6) 大野線③	東開発	せせらぎ温 泉	総合分庁 舎前	往 9.7km 復 9.7km	97 日	97.0 回			路線定期運行	①・②(1)	・函館バスと総合分庁舎 前で接続。	③
		(7) 石別地区デマンド		北斗市当別 全域、三ツ 石全域			往 km 復 km	0 日	0.0 回			区域運行	①・②(1)	・道南いさりび鉄道と渡島 当別駅で接続。 ・函館バスとゆうあい入 口で接続。
					往 km 復 km	日	回							
					往 km 復 km	日	回							
					往 km 復 km	日	回							

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」及び「運送継続特別措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。